

千代田区行財政改革に関する基本条例（平成14年3月20日条例第1号）

最終改正：

改正内容:平成14年3月20日条例第1号

○千代田区行財政改革に関する基本条例

平成14年3月20日条例第1号

千代田区行財政改革に関する基本条例

平成12年4月、長年の自治権拡充運動の成果として、千代田区は、地方自治法上、基礎的な地方公共団体と位置づけられた。しかし、依然として事務処理権能や課税権などの制約を受ける特別地方公共団体のままである。

一方、時を同じくして、地方分権推進一括法が施行され、地方公共団体の自主的で、自律した行財政運営への期待が高まっている。

こうした中で、千代田区は、千代田区第3次基本構想(平成13年10月千代田区議会議決。以下「基本構想」という。)を策定し、千代田市を目指し、新しい自治のあり方を発信することを区政運営の基本方針とし、独自性、独創性ある区政の確立に向け、歩みを進めている。

この基本構想を実現するためには、まず、行財政基盤を確立する必要がある。しかし、これまでの努力にもかかわらず、今後の区の行財政の状況は、財政の硬直化が進み、それに伴い区民福祉の向上に向けた諸施策の展開が困難となることが懸念される。

真の地方分権は、千代田区自らが自己決定、自己責任を果たし、自主的で、自律した行財政運営の確立に向け、行財政の不断の改革に取り組むことにより、初めて実現されるものである。

ここに、将来にわたり質の高い行政サービスを継続的かつ安定的に提供していくための行財政基盤を確立し、千代田に住み、働き、学び、集う全ての人々とともに、真の地方分権の時代にふさわしい区政を築き、基本構想の目指す千代田市を実現するため、千代田区行財政改革に関する基本条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、基本構想の実現に向けて、具体的な数値目標を定め、区政の構造改革と効率的な行財政運営の推進を図り、もって区民サービスの向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 区は、だれもが住みたいと思える魅力ある千代田区を創出するために、真に自主的で、自律した区政の実現に向けて、行財政基盤の確立を推進するものとする。

（区長の責務）

第3条 区長は、区の行財政改革の推進に関する施策を総合的に遂行する責務を負う。

（数値目標）

第4条 第1条に定める数値目標は、次のとおりとする。

(1) 経常収支比率 85%程度

(2) 人件費比率 25%程度

（実施状況の公表）

第5条 区長は、行財政改革の実施状況を年1回以上公表するものとする。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。
